明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一二）　一

〔告　示〕

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（**内閣府**二〇）　二

○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**二九六）　三

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**二九七）　四

○肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**二九八）　六

○肥料の登録が失効した件（**同**二九九）

○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（**同**三〇〇）　一七

○出願公表後に名称変更がなされた件（**同**三〇一）　二〇

○妙高戸隠連山国立公園の指定植物を指定する件（**環境**九）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　二五

特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人住宅金融支援機構、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係　七

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　三三

会社その他
会社決算公告　三五

府令

○内閣府令第十二号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年二月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ ２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　次に掲げるものをいう。 イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名 ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名 ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名 二　［略］ （氏名等を明らかにする措置） **第五条**　［略］ ２　法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。	（定義） **第二条**　［同上］ ２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ 二　［同上］ （氏名等を明らかにする措置） **第五条**　［同上］ ２　法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付することをいう。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。